

改正

廃止 平成30年3月28日訓令第20号

平成30年4月1日訓令第53号

平成31年3月18日訓令第33号

令和3年2月25日訓令第41号

美郷町空家利活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、美郷町の定住促進を目的に、利活用が可能な空家を確保するため、美郷町空家利活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（平成18年美郷町規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において空家とは、美郷町空家等情報バンクに登録された物件をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 美郷町空家等情報バンクの物件登録者又は利用登録者
- (2) 本人及び世帯員が美郷町の補助金等の交付条件に関する規程（平成23年美郷町訓令第6号）

第2条第1号に規定する町税等を滞納していない者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、申請者及びその親族等が行う際の人件費は対象とならない。

- (1) 空家に残存する家財等の撤去に係る経費
- (2) 空家の清掃に係る経費

(補助金の算定等)

第5条 補助金は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の補助金額の算出に当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

3 補助金は、同一の空家に対して1回に限り交付する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付申請)

第6条 規則第3条第4号に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 片付け前の写真
- (3) 町税等完納確認書

(実績報告)

第7条 申請者は、事業が完了した時は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに補助事業の実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 写真(事業実施前後の内容が確認できるもの)

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた者に対するこの要綱の適用については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(平成30年3月28日訓令第20号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第53号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月18日訓令第33号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年2月25日訓令第41号)

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条の改正規定、別表を削る改正規定並びに様式第1号から様式第13号までを削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。